

掛川市告示第51号

公印を新調及び廃止したので、掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）第7条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月1日

掛川市長 松井三郎

1 新調した公印

種 類	名 称	印 影	使用開始の期日
職印（課長印）	掛川市企画政策課長之印	（略）	平成28年4月1日
	掛川市文化振興課長之印	（略）	平成28年4月1日
	掛川市産業労政課長之印	（略）	平成28年4月1日
	掛川市商業観光課長之印	（略）	平成28年4月1日

2 廃止した公印

種 類	使 用 区 分	印 影	廃止の期日
課長印	掛川市企画調整課長之印	(略)	平成28年4月1日
	掛川市商工観光課長之印	(略)	平成28年4月1日